中野駅西口地区地区計画案の概要

1. 名称

中野駅西口地区地区計画

2. 位置

中野区中野三丁目、中野四丁目各地内

3. 面積

約 2.3ha



4. 地区計画の目標

本地区は、中野駅南口の西側に位置し、地域の暮らしに密着した個人商店や中低層住宅などが立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープラン(平成21年4月)において「商業・業務地区」に位置付けられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備を進めながら「広域中心拠点」として育成するとともに、駅周辺道路、ペデストリアンデッキの整備などを進め、駅周辺の回遊性を高めることとしている。また、中野駅周辺まちづくりグランドデザイン Ver. 3(平成24年6月)では、中野駅周辺の4つの地区のそれぞれのまちの個性を活かしながら、多様な都市機能の配置・集積を図り、活力と魅力を高めるとともに、相互に連携し合い、相乗的に発展していけるよう、駅を中心とした回遊ネットワークを形成するための動線整備を進めることとしている。

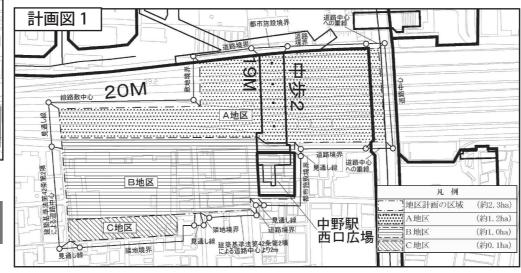
このことから、本地区においては、立体道路制度を活用した、中野駅上空への西側南北通路、駅施設及び駅ビルの一体的な整備を通じ、本地区を含めた駅周辺への回遊動線の確保を図るとともに、更なる来街者の増加や地域生活の利便性の向上を図る。

また、土地の合理的かつ健全な有効利用と都市機能の更新を進めるため、駅直近から線路沿い桃丘小跡地にかけて、街区の再編や道路を整備する面的なまちづくりを行い、商業、業務、住宅など多様な都市機能の創出を図るとともに、西側南北通路における南側の新たな玄関口としての駅前広場の整備や駅につながる安全で快適な交通動線を確保し、防災性や利便性を高め、文化的なにぎわいと暮らしが調和した複合市街地の形成を図る。

5. 区域の整備・開発及び保全に関する方針

|5-1.土地利用の方針

中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、 三つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。



1. A 地区

- ・立体道路制度を活用し、中野駅上空に西側南北通路、西側改札及び駅 ビルを一体的に整備し、駅から駅前広場、周辺のまちへと続く安全で 快適な歩行者動線と非常時における広域避難場所への誘導動線を確保 し、本地区を含めた駅周辺の回遊性と生活利便性の向上を図る。
- ・駅と周辺のまちの機能が融合した魅力的なにぎわいを創出するため、駅上空に商業機能等を形成し、来街者及び区民の利便性の向上を図る。

2. B地区

・土地区画整理事業により、西側南北通路における南側の新たな玄関口として、みどりの創出とユニバーサルデザインに配慮した中野駅西口広場を整備し、交通結節機能の強化を図るとともに、街区の再編や道路の整備を行い、地区内外の回遊性の向上と防災性や利便性を高め、後背の住宅地を含む地域全体の生活環境の向上を図る。

- ・駅から連続したにぎわいの形成と地域生活の利便性を高めるため、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な有効利用を誘導し、にぎわいを創出する拠点施設の整備や商業、業務、住宅等の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を図る。
- ・共同化や協調建替え等にあわせて歩行者空間及び、人々の憩いや交流 の場となるオープンスペースを創出し、駅へつながる安全で快適な歩 行者ネットワークの形成を図る。

3. C地区

・土地区画整理事業により街区の再編や道路の整備を行い、地区の回遊性を高める歩行者動線を確保するとともに、駅直近の利便性と後背の落ち着いた住宅地と調和した良好な住環境の形成を図る。

5-2. 地区施設の整備の方針

安全・快適な利便性の高い都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。

1. 区画道路

・円滑な交通の処理を図るとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するため、中野駅西口広場から後背の住宅地へとつながる回遊ネットワークの形成を図る。また、災害時における緊急車両の通行等、地域の防災性の向上を図る。

5-3. 建築物等の整備の方針

魅力ある中野の玄関口としてふさわしい土地利用の誘導と良好な街並みの形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の方針を次のように定める。

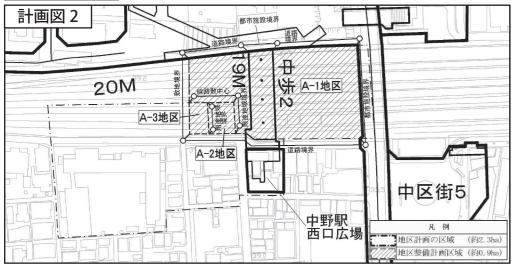
- 1. 立体道路制度を活用して、道路の上空において建築物等の整備を一体的に行うため、都市計画道路の名称、重複利用区域、建築物等の建築又は建設の限界を定める。
- 2. 複合市街地として健全な商業環境の形成とにぎわいの創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。
- 3. 適正かつ合理的な土地の有効利用を図るとともに、後背の住宅地と 調和した良好な住環境を保全するため、地区の特性に応じ、建築物 の容積率の最高限度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地 面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度を定める。
- 4. 回遊性のある安全で快適な歩行者空間を確保するため、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。
- 5. 複合市街地として良好な街並みの形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。

中野駅西口地区地区計画案の概要

6. 地区整備計画

6-1. 位置 中野区中野四丁目地内

6-2. 面積 約 0.9ha



6-3. 建築物に関する事項

(1) 地区の区分 名称

而積

A-1 地区

約 0.8ha 約 500 ㎡

A-2 地区 A-3 地区

約 300 ㎡

(2) 建築物等の用途の制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に 掲げる風俗営業、同条第5項に該当する営業の用に供する建築物は建築し てはならない。

(3) 建築物の容積率の最高限度

10分の60 A-1 地区

10分の40 A-2 地区

A-3 地区 10分の20

(4) 建築物の建ペい率の最高限度

上記に定める数値とする。

A-1 地区

10分の8

A-2 地区 A-3 地区 10分の8 10分の6

- 1 建ペい率の規定の適用については、次の第一号又は第二号のいずれか に該当する建築物にあっては上記に定める数値に10分の1を加えた ものをもって上記に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建 築物にあっては上記に定める数値に10分の2を加えたものをもって
 - (1) 上記に定める建ペい率の限度が10分の8とされている地区外で、 かつ、防火地域内にある耐火建築物

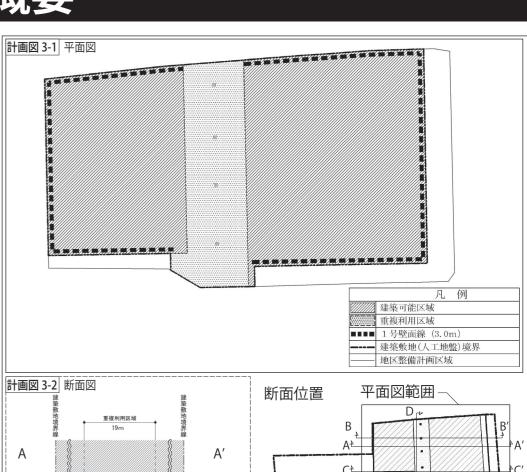
- (2) 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で建築基準法第53 条第3項第二号の規定により特定行政庁が指定するものの内に ある建築物
- 2 A-1地区及びA-2地区において、建築基準法第53条第5項第 一号に該当するものにあっては建ぺい率の規定は適用しない。
- 3 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内 の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は、すべて防 火地域内にあるものとみなして、上記の規定を適用する。
- (5) 建築物等の高さの最高限度 建築物の高さの最高限度はGL+31mとする。 (GLは、T.P.+47.9mとする。)
- (6) 壁面の位置の制限

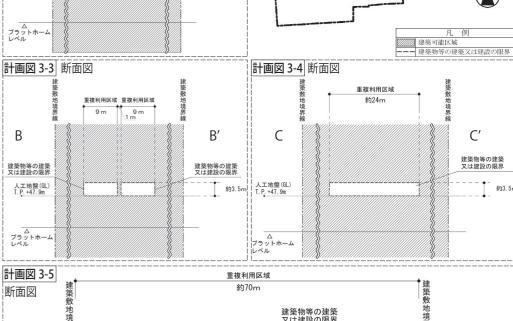
建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は建築敷地(人工地盤)の境界 線より3m後退した線(1号壁面線。ただし、重複利用区域を除く。) を越えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物等は この限りではない。

- (1) 道路一体建築物と道路上に設けられた西側南北通路とを接続するた めの歩行者デッキ及び歩行者デッキトに設けられた歩行者の安全性 を確保するために必要な上屋、ひさしの部分その他これらに類する 建築物等の部分
- (2) 道路一体建築物の人工地盤を支える構造物
- (3) 公益上必要な施設等で当該建築物の敷地内に存するもの
- (7) 建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限
- 1. 建築物および工作物は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど 周辺環境と調和したものとする。
- 2. 建築物および工作物は、歩行者の安全で快適な通行に配慮したも のとする。
- 3. 西側南北通路に面する店舗、飲食店等商業施設の正面部分は、に ぎわいの形成と快適な歩行空間との連続性に配慮したものとする。
- 4. 屋外広告物は、建築物との一体性、歩行者空間との調和等に配慮 した設置位置、形態、規模及び意匠等とし、良好な都市景観の形 成に寄与するものとする。

6-4. 立体道路に関する事項

- (1) 都市計画道路の名称 東京都市計画道路 特殊街路中野歩行者専用道第2号線
- (2) 重複利用区域 計画図表示のとおり。
- (3) 建築物等の建築又は建設の限界 計画図表示のとおり。





D

建築物等の建築
又は建設の限界

人工地盤(GL) T. P. +47. 9m

約3.5m

